令和８年度　鴨川市健康づくり推進協議会　会議

日時　令和８年８月 26 日（水）　午後２時 30 分から
場所　鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）
２階　コミュニティホール

【出席者】
（委員）

医療法人鉄蕉会亀田総合病院　リハビリテーション事業管理部長	村永信吾（会長）
医療法人明星会理事長	金井重人（副会長）
安房歯科医師会鴨川支部　のぞみ歯科医院	川﨑淳
医療法人鉄蕉会亀田総合病院　看護部長	渡邉八重子
鴨川市食育推進協議会　会長	谷地睦子
鴨川オーシャンスポーツクラブ　会長	唐鎌武則
鴨川市内小中学校長会　会長	高梨美佐子（長狭学園学校長）

【欠席者】　なし

【オブザーバー】

鴨川地域保健センター　副センター長	田中大輔

【関係職員】
１）市長部局
市民生活課　　課長　山口紀子
福祉課　　課長　渡邊賢次
課長補佐　山口文子
子ども支援課　課長　嶋津延枝
子ども家庭センター　センター長　　鈴木卓
主査　　鎌田智佳子、保健師　橋本桃香
健康推進課　介護保険係長　石井和美
福祉総合相談センター　主査　福山智子
２）教育委員会
学校教育課　　課長　渡邉毅之

【事務局】
健康推進課　課長　長幡祐自、課長補佐　石渡一光
保健予防係　係長　高橋誠、保健師　笹子洋子、保健師　田中有里、保健師　野中詩菜、
保健師　仁田山笑、保健師　米田瑞季、管理栄養士　庄司知代

【傍聴人】　０名

＜次　第＞

１　開会

２　議件

（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画策定の報告について【資料１】

（２）令和７年度保健事業実施結果について【資料２、資料３】

（３）令和８年度保健事業実施状況について【資料２】

（４）鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について【資料４】

（５）そのほか

３　閉会

〈会議要旨〉

１　開会

村永会長：皆さん、こんにちは。今年は幸いにも、そこまで熱くない感じがするんですけれども、それ以上に災害とか、健康づくりの土台となるような環境の問題が非常に大きく、特に千葉県においては、大きな爪痕を今残していると、つくづく感じております。こうした状況の中で健康づくりをするのもそうですけれども、実際に被災された状況の中で、さらにまだ健康づくりをしていくというのは、非常に並大抵のことではないと、改めて思っております。これは人ごとではなく、この健康づくりというのは、本当に災害になってからの回復もそうですが、そうならないようにすることが予防、これはまさに災害の前後と病気の前後は、同じような関わり方があるのかなと思っております。

また、今年の４月から新しい国の制度として、攻めの予防医療というものを国が大きく打ち出してきております。今までの健康づくりの中で、地域住民の方々の、自分自身での取組、行動変容を促すものだったものが、それ以上により質の高いエビデンスなどを活用して、積極的に国としても動いていくという、攻めの予防医療というところで一歩進んだ形で取り組んでいます。これから 2040 年に向けて、一気に団塊の世代の方々、鴨川市も多死の時期に来ているところであります。日本全体がそこに向かっていく中で、いかに予防的なところの重要性が今非常に必至と、国としても積極的に関わらなきゃいけないと感じているところと思います。改めて、国の先進的な地域になるこの鴨川は、国のよりモデルになるような、積極的な取組をこの委員会の中から発信することができるといいと思っておりますので、ぜひ皆様も活発なご意見等をいただければ幸いに思います。

事務局：本会議は、鴨川市情報公開条例第 23 条第１項本文の規定により、公開することとされています。また、傍聴希望があった場合には、定められた手続きに従って、傍聴していただくこととなっておりますけれども、本日現在までの間には、傍聴の連絡はいただいておりません。

また、会議録作成のために会議を録音させていただきまして、発言者ごとに要点をまとめた会議録を作成し、これを公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、会議の成立についてご報告申し上げます。

現在、定数７名のところ７名の出席となっております。附属機関における過半数の委員出席は得ておりますので、鴨川市附属機関設置条例第５条第２項の規定によりまして、本会議は成立いたしますので、その旨ご報告させていただきます。

それでは、議件に入らせていただきますが、鴨川市附属機関設置条例第５条第１項の規定により、会長が会議の議長を務めることとされておりますので、村永会長に議長役をお願いしたいと思います。村永会長、よろしくお願いいたします。

村永会長：改めまして、議長の村永です。どうぞよろしくお願いいたします。円滑な議事進行に皆さまの協力をよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに本会議の議事録署名人を指名します。谷地委員にお願いできますでしょうか。

谷地委員：よろしくお願いします。

村永会長：それでは、次第に基づいて議事を進めます。

２　議件

（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画策定の報告について【資料１】

事務局：資料の１、カラー刷りの８枚ページの概要版をご覧ください。こちらについては、既に昨年度より委員になっていただいている方には、本編と共にお送りさせていただいているものになります。

第４期鴨川市健康福祉推進計画の策定についてご報告をさせていただきます。

昨年８月 27 日の第１回会議から前回２月 18 日の第４回会議まで合同会議を含めまして計４回の会議に皆さんにご出席をいただき、計画案についてご審議をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。その後の経過でございますけれども、計画内容についての大きな変更はなく、誤字脱字、それから文の言い回し、表記の統一などの細かな調整を行いまして、３月 31 日付にて計画を決定、５月に皆様に決定版という形で資料をお送りさせていただいたところでございます。

内容につきまして、概略ではございますが、改めてご説明をさせていただきます。

まず資料２ページをご覧ください。

２ページは計画の位置付けという形になっておりますけれども、こちら鴨川市健康福祉推進計画は、社会福祉法に基づく地域福祉計画と、それから健康増進法に基づく健康増進計画を一体として策定をしております。令和８年度から令和 12 年度の５年間の計画として、本市の健康福祉に関して各種施策を総合的に推進する計画となっております。この健康増進計画は、令和７年度までの第３期計画と同様、市町村食育計画、それから市町村自殺対策計画を含み、既存の各種計画と連動しながら策定することとな

っておりましたので、そのように作成しております。

続いて３ページをご覧ください。本計画における基本理念の説明です。ページ中央の「みんなで取り組もう一人ひとりが輝く元気の街、鴨川」、これが計画全体の基本理念となります。そのうち健康増進の基本理念については、先に行きまして６ページの上段部分になります。「心身ともに健康で安心元気になれる街づくり、健康寿命の延伸を目指して」というところで、皆様にご審議をいただきながらこのように決めさせていただいております。

基本理念に基づきまして、同じく６ページの下のところに、８つの「施策の方向」と、24 の「基本的な施策」を決めまして、事業をこれから推進していく形となります。

また、第３期計画との違いですが、新たに追加になった施策としまして、同じ６ページのところ、右側の施策、施策１－５「女性の健康づくりの推進」、それからその下ずーっといきまして、一番下施策の８－４「自然と健康になれる環境づくり」、この２点が新たに追加になったものです。この２つの施策とも既に関連する各事業で個別に展開されており、特に新たに始めたものではなく、目新しいものではありせんが、項目としてピックアップすることで、より重点を置いて推進していこうとするものです。

以上で計画の策定についての報告と、改めまして計画の内容の概略についてご説明しました。

村永会長：ただいま事務局から説明がありました。これから委員の皆様よりご意見をいただきたいと思います。ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

村永会長：施策１の５と施策８の４は、これをピックアップした根拠というのは何かあるんでしょうか。

事務局：この２つについては、国の計画「健康日本 21」、それから県の計画「健康ちば 21」、そちらにピックアップして掲載されているものになります。それに合わせまして、鴨川市の方の計画におきましても取り上げました。

村永会長：先ほどの攻めの予防医療の中でも、女性にフォーカスはかなり当たってきているというところがあります。

唐鎌委員：亀田総合病院のリハビリで感じたことなんですが、それぞれ部位いろんなところのリハビリを行っています。リハビリを行うということはそれぞれ皆さん元の姿に戻りたいというふうにやっているというふうに思っております。一人一人健康課題が多様化しているということがあります。それぞれ違った場所をリハビリを行っているということは、一人一人それぞれどういうふうにして健康な体作りをしていったらいいかがまずわからないといけないんですけど、それが非常に難しいのかなと思います。

３つの意識、「知識」と「意識」と「見識」ということを考えています。まず「知識」

というのは、例えば、こういうことをやると、こういうところが重要になります、健康になります、という知識を植え付けます。今まではウォーキングすれば健康になるとか、ただ単にそれだけで終わってしまっているようなところがあります。そこに知識を植え付けて、次に意識、そういう健康になるんだったら私もこれからずっと続けていこうという意識を持たせる。もう１つは、今後なりたい姿、例えば若い選手だったら、県民大会でも出て良い記録を出そうとか、あるいはお年寄りだったら、公民館活動で 10 キロのコースがあるからそれをしっかり歩いてみようとか、今後の健康に関する見識ですね、それを持てるようになるといいのかなと思っております。

そこで、それぞれの、例えば健康推進課やスポーツ振興課や公民館関係など、それぞれの部署で、ある程度そういうような健康に意識を持たせる方法、先ほど村永会長が攻めの予防医療というようなことを話したんですが、どういうことができるかなと考えていくのがいいと思っています。例えば、ロコモティブシンドロームはどのくらいの程度なのかと、あるところに箱を置いて、ここで片足で立てますか、両足で立てますか、と試せる。少し箱を置いておくだけでもいいのかなと思ったりとか、あるいはスポーツ振興課の方で、こういう器具を使ってこうやるといいですよとか、ポイントポイントで何気なくそれぞれ自分の体について、知識を持って意識してやれて、これからこういうふうになろうというようなことを、３つの意識を持ってやると、かなり自分なりに今後のライフステージが良いものになっていくのかなと思っております。実際にこういうふうなことをやるということはまだはっきりしていませんけど、ただこういう意識を持ってやると良いと思って、意見として今言わせていただきました。

村永会長：意識をすることでちょっとやることができる、わざわざ準備をするのとは違うのかなと、そういう意味でも自然と健康になれる環境を作っていくというのは非常に大事なことと思います。

村永会長：委員の皆さまからほかになければ、お諮りします。ただいまの議件、第４期鴨川市健康福祉推進計画策定の報告について、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：異論もないとのことで、ご承認いただけたものと認めます。
次に議題に移りたいと思います。

（２）令和７年度保健事業実施結果について【資料２】

事務局（健康推進課）：資料については、「たいようくん」が表紙となっております、資料の２「令和８年度健康づくり推進協議会第１回会議」と記載されております、Ａ４冊子のものをご準備ください。

こちらの７ページ以降、「第３期鴨川市健康増進計画に係る施策・事業実施状況」と

いうところが資料になりますのでご覧ください。また、冊子の１ページからの「Ｉ鴨川市の健康概況」と「資料３　令和７年度保健事業実施状況」と書いてある資料については、参考としてご覧ください。令和７年度の各事業のうち新規事業、それから事業の実施方向に今後に変更があった点など、また前年度の実績と違うところこういうところを説明させていただきます。

また議件２における資料説明については、事業により担当部署が異なっております。そのようなことから、子ども家庭センター担当の部については、子ども家庭センターの鈴木センター長が、それから健康推進課の担当の部については、私、高橋がそれぞれまとめて説明をいたします。そのため、資料のページ順通りのご説明ができない部分があると思いますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは資料に沿いまして、まず子ども家庭センターが所管する事業からご説明させていただきます。

事務局（子ども家庭センター）：子ども家庭センター所管事業の令和７年度の実施状況につきまして、説明させていただきます。

資料２の７ページをお開きください。第３期鴨川市健康増進計画に係る施策・事業実施状況の１「ライフステージに応じた健康づくり」の中で、子ども家庭センターが所管する事業の１つ目、（１）妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進の項目から説明させていただきたいと思います。

この項目は法に基づき実施しております妊婦、乳児、幼児に対する各種健診と相談支援などとなりますが、将来の人口にも大きな影響を及ぼします妊娠や出産などに目を向けますと、次の８ページの上から２つ目の表にありますように、令和７年度の母子健康手帳の交付件数は 140 件となり、この数字は前年度並みの件数でありますものの、令和３年度の 168 件と比較しますと、28 件も低く、ここ５年でも一番低い件数となっており、少子化を顕著に表す状況でございます。

なお、同じ表の下にハイリスク妊婦数の記載がございますが、56 人と、ここ５年間では群を抜いた件数となっております。母子健康手帳の交付件数からの割合で弾き出しますとその割合は 40％となり、私個人の感覚となりますが、決して低い数字ではないと感じております。様々な事情を抱える妊婦さんは、ここ５年間を見ても一定数はおりますので、個々のニーズに合わせながら保健師や助産師によるきめ細かな支援を行っております。

同じく８ページの、今の表の下にあります健康教育については、様々な分野との連携を密にし、課題を共有しながら行っております。

パパママ学級については、ここ数年の傾向として、パパの参加が一定数いることを踏まえまして、妊婦を支えるパパやパートナー向けのカリキュラムの充実を図るとともに、離乳食の相談なども様々な機会を通じて実施をしているところでございます。

９ページをお開きいただきたいと思います。

表の下、中段ぐらいになりますが、母子保健医療対策総合事業でございますが、出産

後１年以内の母子に対しまして、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業でございますが、安房管内の医療機関様と連携しながら、令和７年度の実績となりますが、短期入所型の利用が延べ11件、居宅訪問型の利用が延べ３件、デイサービス型の利用は０件となっておりまして、短期入所型の利用が前年度から10件増加をしております。利用者のニーズの高さが伺える結果となっているところでございます。

また、産後ケア事業の中の一つとなります産後骨盤ケア事業ですが、医師、助産師などからの骨盤底筋のケアに関する助言や、理学療法士からトレーニングを受けるとともに、助産師が健康相談を受けたり、医療機関の外来受診などの支援を行う事業で、令和７年度は、年間８回実施をさせていただきまして、延べ52人の参加をいただき、これも前年度比で延べ14人も利用者が増加するなど、多くの参加者から好評を得ております。

10ページをお開きいただきたいと思います。下段の妊婦のための支援給付事業でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和６年度までの出産・子育て応援事業に代わり、令和７年度から新たな事業として実施し、対象となる妊婦等へ妊婦支援給付金を支給したものでございます。

実績でございますが、妊婦であることの認定後に支給する１回目の妊婦支援給付金、これは妊娠１回につき５万円となりますが、137人に支給。妊娠している子どもの人数の届出時に支給する２回目の妊婦支援給付金、これは妊娠している子ども、つまり胎児１人につきまして５万円となりますが、111人に支給をしたところでございます。

続きまして13ページ目の数値目標をご覧いただきたいと思います

乳幼児健康診査の受診率ですが、令和６年度からの増減として、乳児健診は1.5%の増加、１歳６か月健診は2.7%の増加、３歳児健診は0.3%の減少となっております。

なお、未受診者の把握率は100%となっておりまして、健診以外の面談や、訪問などでこれらのフォロー、安全確認は行えております。

続きまして、ページがとびますが、46ページから49ページにかけましては、歯と口腔の健康づくりに関する内容となっております。

この事業では、歯の健康についての啓発、乳幼児期・学童期からのむし歯予防の推進、フッ化物洗口によるむし歯予防対策の推進を掲げまして、その中でも、フッ化物洗口では、永久歯のむし歯予防対策として、４歳から中学３年生までの希望者に対して実施し、本市の子どもたちのむし歯予防に大きく貢献をしているものでございます。

また、保健指導としましては、市内認定こども園に在園する４歳児を対象に実施をしておりますむし歯予防教室や小中学校の歯磨き教室も歯の健康の大切さを学ぶ健康教育などと合わせまして、子どもたちのむし歯予防や歯周疾患予防対策に効果があるものとして捉えております。

以上、子ども家庭センター所管の令和７年事業の説明とさせていただきます。

事務局（健康推進課）：続きまして、健康推進課担当部分の説明をさせていただきたいと思い

ます。資料の２をお開きください。７ページから 26 ページはそれぞれのライフステージに応じた施策という形でご説明させていただきます。

そのうち、16 ページの方をお開きいただければと思います。「（３）成年・壮年期の健康づくりの推進」となります。この事業は、成年・壮年期の世代に対して、特定健診、それから特定保健指導、がん検診を通じて、メタボリックシンドロームやがんなどの生活習慣病の予防をしている事業というふうになります。

この施策の中で見ていただくところは、17 ページの一番下、令和７年度の重点事項の「（４）糖尿病性腎症重症化予防の取組の充実」をご覧いただければと思います。この取組は「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいて実施をしているところです。令和７年度は、集団指導の初回開催日に合わせて、糖尿病専門医である亀田総合病院の三浦正樹先生の講演会を開催しております。加えてこちらの講演会については、一般参加者の方も募集をしまして、病気への理解と受診の重要性について広く周知を図ったところです。また、同じく三浦先生を講師にしまして、亀田総合病院の市民講座と共催で、生活習慣病重症化予防講演会も実施をいたしております。こちらも予防の普及啓発という形で、併せて実施をしたところです。

続いて 20 ページをご覧ください。

こちらは高齢期の健康づくりの推進の事業の一つ、高齢者に対する健康予防の事業です。20 ページの中ほどのしらかば会、高齢者健康教室（ＯＢ会）の部分ですけれども、会員の高齢化と会員数の減少、それから本部役員等の担い手不足、交通手段の確保が困難、などの理由で、残念ながら令和７年度末をもって会が解散となりました。今後、会の皆様におきましては、高齢者サロン等の地域の通いの場等で、個人的に活動されていくと伺っております。団体としての活動は終了という形になりますので、ご報告をさせていただきます。

続いて 22 ページの方をお開きください。

表の一番下、「令和７年度重点事項」の「（４）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についてです。この施策の詳細については、資料３の 21 ページに記載がありますので後ほどご覧ください。令和７年度に実施した、個別の予防対策であるハイリスクアプローチでは、介護・医療・健診等のサービスにつながっていない、健康状態が不明な高齢者に、質問表を直接お送りし、ご連絡のあった方々へ保健指導を行いました。健康状態が不明な方をなくそうという目的で実施をしております。その結果、健康状態不明者のうち検診を受診した方の割合が、前年度 7.14％から 35％と、大幅に上がっております。これは一定の成果が今のところ上がっていると感じております。また、全体の予防対策においては、令和７年度から管理栄養士を１名増員し、栄養面での啓発と、それから健康相談における栄養部分のアドバイス等の充実に力を入れているところです。

続きまして 24 ページをいただければと思います。

「感染症対策の実施」の事業になります。25 ページの中ほどにあります高齢者帯状疱疹予防接種、こちらについては、令和７年度から特例措置による定期接種が始まっています。皆様もＣＭ等で流れているのを見かけたかと思います。こちらについては令和

７年度から 11 年度まで、65、70、75、80 歳等の節目年齢を対象として実施をすることとなっています。

また、感染症対策という面ですけれども、この後、議件４でも説明をしますが、「鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に、令和７年度から着手をしています。

続いて 27 ページをお開きください。

こちらについては、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底という事業になります。大きく分けて各種検診体制の充実、それから保健指導とフォローアップの充実、この２点に大きく分かれています。

各種健診の受診者数と受診率、こちらについては、27 から 28 ページ、30 から 31 ページにかけて、細かくデータが掲載されております。こちらについては、コロナ禍前の状態には未だに戻っていないという状況になります。

こうした受診率の向上に向けた取組については、令和７年度は結核・肺がん検診、それから大腸がん検診、この２つの検診を、10、11 月から、総合検診と同じ６、７月の時期に移行しまして、総合検診と同じ時期にすることによって受診者の利便性を確保しようという形で変更をしています。

令和７年度に行いましたけれども、特定の日に受診者が集中してしまうという事象がございましたので、こちらについては令和８年度、もう既に終わっておりますけれども、実施日を増やし、曜日の調整を行うことによって解消しています。

続いて 37 ページの方をお開きください。

大きな４番、身体活動による健康増進です。こちらについては、表の中ほど「健康増進×体力テスト」について、ご説明をします。

こちらについては、スポーツ推進課とスポーツ推進員、それから健康推進課、食育推進協議会、こちらが連携をしまして、体力テストを実施をしつつ、それからロコモ度や体組成計などの体の機能チェック、こちらも併せまして、さらに健康増進と栄養摂取の講座も併せて行うという、盛りだくさんのイベントを開催させていただきました。初めてスポーツ振興課等と連携を進めたものではありますけれども、定員一杯の 50 名の方に参加をいただきまして、盛況に行われたと思います。ただし、65 歳以下の方が 16 名と、若い方の参加が少なかったということで、こちらについては引き続きの課題になっております。また、こちらにつきましても令和８年度引き続き実施の予定で現在準備を進めておるところです。

かもがわ健康ポイントにつきまして、昨年の会議等々でもご説明しました通り、電子システムによる運用を開始しています。10 月の後期分から実施ということもあって電子システムによるポイント到達者は 21 名にとどまっています。今年度は、８月 20 日現在の段階で、11 名のポイント到達者がいます。始めたばかりで今一歩、ＰＲと成果につながってはいませんけれども、引き続き広報の方も含めまして、より多くの参加者がいられるように努めていきたいと思います。

また、昨年の会議の方で、ネットでのかもがわ健康ポイントそのもの自体の認知度を測ったらどうだというようなご意見をいただきました。そこでこちらでも調べました

ところ、直接の指標ではありませんけれども、鴨川市のホームページの中で、健康ポイントに関するアクセス数が、令和７年度１年間で1,656件、いろんなかもがわ健康ポイントに関する記事を見ていただいているという部分になります。市のホームページのアクセス全体と比べますと、0.08％となっています。使用している電子システムというのは、この鴨川市のホームページのところではないので、直接の指標ではありませんけれども、決して多いとは言えない状況です。ネット上での周知というのは、なにがきっかけになるかわからず、周知については難しい面がありますが、かもがわ健康ポイント自体の広報も含めまして、いろいろ試しながら改善の方を進めていきたいと思っております。

以上、議件の２の令和７年度保健事業実施結果について、ご説明させていただきました。事業内容も広く、変更があった箇所など要点の説明となってしまいましたが、ご了承いただければと思います。また、委員の皆様より積極的なご質問やご意見を頂戴できればと思います。

村永会長：ただいま、事務局から説明がありました。これより、委員皆様よりご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。ご意見等がありましたら、発言をお願い致します。

村永会長：実は先日、健康ポイント、鴨川市のＱＲコードから入って登録してみたんですけれども、ちょっとやりにくい。実際に全部自分で打っていかなければならない。1,300人くらいが登録されていることでよろしいですか

事務局（健康推進課）：登録者ではないです。1,300人くらいがホームページを見ていて、そのうちポイント到達者が21人となります。

村永会長：わかりました。データを自分で入れたら、また続いて入れていくみたいな形だったので、イエスノーで入れられるとか、もう少し利便性は大事かなと思います。ただ一歩踏み出したところは評価できると思います。あとは、例えば、この市内の地域の、街のスーパーが使えるとか、ポイントによる還元ができると良いと思いました。

かなりいろいろな取組というのを、積極的に、新たな取組なんかも取り入れていただいているなという印象は受けております。

しらかば会が令和７年で解散という件について、ロコモ度の取組とかを積極的にやりたいと思いまして、このしらかば会でやり始めました。大体20年くらい前ですけれども、100人くらい、いろいろな団体の方々が集まって、一気にこうやった記憶があります。そこがなくなるというのは、ちょっとこう実感的に寂しいと、非常に思うところがあります。それも時代の流れではあるんでしょう。

村永会長：いかがですか。先生方の中からご意見とかありませんか。認知的なところの取組というのは、今あんまり説明がなかったような感じはありますが、いかがですか。金井先

生、何かそのあたりで、ご質問かなにか。

金井委員：認知症関連というと、最近は、抗アミロイドβ抗体薬が出て、本当に認知症の中でも、特に初期、あるいは認知症の前段階での発見というのが、非常に注目されて重要になってきているところがあります。ただ一方で、鴨川市の中ではまだまだＭＣＩ系の認知障害の段階で受診するというケースが少なくて、そこをどう広げていくか、拾い上げていくかというところが重要な課題にあたるかなと思っております。その中でやはり初期の段階での関わりとなると、日常、予防教室であったりとか、介護予防というところでの取組をいかに啓蒙していくかということが大事になってくるのかなと思います。その辺の今後の取組とか考えというのを、もし市の方で何かありましたら教えていただければと思います。

事務局（健康推進課）：認知症の初期の段階で受診を促すというのは、なかなかハードルが高いのではと思っております。保健師が地域に出かけながら、そういったことの啓蒙には努めてまいりたいと考えております。今後も様々な機会を受けて、早めの受診をするのはとても大事なことだと感じております。貴重なご意見ありがとうございました。

金井委員：補足で、先ほどの抗アミロイドβ抗体薬の治療法は、この辺だと亀田病院となりますけれども、安房地域はそこだけです。ほかの地域と比べてどうかというと、非常に安房地域の導入件数は少ないです。多いところだと、もうすでに 100 件を受けたというところもあります。ただ安房地域ではまだ 10、20 ぐらいの数しか導入されていない。これは、単純に多いからいいとか、少ないから悪いとかいう話ではない。もう一つは、この地域での交通の便が悪いというところとかも関係します。ただやっぱりその中でもＭＣＩレベルでの拾い上げというのがまだまだ足りてないんじゃないかというのが、この安房地域の課題と感じています。

今度、亀田病院の方にも、精神科で新しく認知症の専門医の先生が入ったので、その方とも打ち合わせをして、その辺の啓蒙活動をどう取り組んでいったらいいかというところを私の方でもやっていくつもりではあるんですが、市の方でもその辺のところの課題を意識していただけると助かるかなと、ありがたいかなと思います。

村永会長：川﨑先生、いかかでしょうか。口腔の検診とか、特に問題がありませんでしようか。

川﨑委員：３ページ、主要死因別死亡者数というのがあって、鴨川市の数字だと思います。今の人ってほとんどガンとか心疾患とかで亡くなるのかなと思っていたら、老衰というのが３番目に入ってくるんですよ。全国的に見ても、鴨川市は天寿を全うして亡くなられる方の割合がすごい多いのかなと思ったんですけど、実際どうでしょう。そうであるならこれは素晴らしいなと思います。

歯科で言うと、２歳児、２歳児半のフッ化物の歯面塗布ですが、年々、受診、受けら

れている数が減ってきている。分母はわかりませんか。割合としてはどうなんでしょう。例えば、令和３年度で 205 件、令和７年度で 134 件です。おそらく分母の数が減ってきていると思います。パーセントで言うと、同じなんでしょうか。

事務局（健康推進課）：死因の関係ですが、日本人の上位５位までは、１位が当然のことながら悪性新生物で、２位が心疾患で、３位が老衰となっていますので、これは鴨川も同様の状況なのかなと。４位が脳血管疾患で、５位が肺炎ですので、全国と同じような死因と思われます。

村永会長：先ほどの歯科の中で、高校を卒業してから学校での検診がなくなってくるということで、今は１年に１回の歯科受診とか検診の比率みたいなものが推奨されているというようなところがあるんですけれども、何かそのあたりの情報は、先生お持ちでしょうか。

川﨑委員：全くわかりません。ただそういうのは必要だと思います。職場なんかではやっているんじゃないでしょうか。大学生となると難しいでしょう。

村永会長：結局は、子どもと高齢者の歯科検診はあるけど、その間がなかなか減っている感じがしますので、そういう意味ではちょうど働き盛りの方々のチェックみたいなものがどこかで今後必要になるかなというふうには思います。

事務局（子ども家庭センター）：先ほどフッ化物歯面塗布の分母についてご質問がありましたけれども、フッ化物の歯面塗布については、２歳から２歳３ヶ月の間に１回、そして２歳６ヶ月から２歳９ヶ月までの間に１回、保護者が歯医者さんに子どもを連れて行って、歯科検診とフッ化物の歯面塗布を受けるというような形をとっております。先ほど申し上げた期間を有効期間として保護者に受診票を渡して実施しているものであり、保護者の子どもを歯科者さんに連れて行く時期によって、年度をまたいでの受診になることが往々にしてありますので、分母を出すということは非常に難しいことになります。ただお話しのありました通り、年々実施の数が減ってはきておりますので、受診を向上させるためにも、受診票をお渡しする際に、もう少し周知啓発をしていきたいなと毎年考えているところです。

谷地委員：先ほどのしらかば会の解散、とても残念に思います。食育推進協議会としても、今まで地域の活動拠点であった公民館が、地区公民館の閉鎖とか、高齢とか、老人クラブが消滅になっている地区もあります。地区別の料理教室などの開催がとても難しい状況になっています。それで今年度、市内に 40 ほどあるサロンにこちらから出かけて行って、ロコモやフレイル予防、そのような勉強というか、情報の提供や料理の試食、こんなものを食べるといいよとか、現在のその人たちの栄養状態、タンパク質が足りない

のか、そういう面も含めて、サロンに出かけて活動していきたいと考えています。現在の状態です。

村永会長：令和８年度の計画がこれから出てくるかと思いますので、またその際には、ご意見をよろしくお願いいたします。

高梨委員：日々、小中学校の方では、14 ページにあるように、主に、学童・思春期の健康づくりの推進、また健康教育ということで、実際に小学１年生から中学３年生までの児童・生徒に対しまして、いろいろと保健師さんが学校に来て、栄養教育についてお話ししていただいたり、また先だって、本校、小中一貫校で中学生もいるのですが、亀田病院さんの方から助産師さんとか来ていただいて、思春期教室を開いてくださっている。生徒たちの感想ですが、非常に我々教員では、教えきれない、学ばせきれない内容を具体的に、医療の面からまた母子また男性としてどうあるべきかなんていうことを含めて講話していただいたことにより、すごく生徒たちの真に迫った学びがあったということで感謝申し上げます。引き続きお願いしたいと思っているところです。

小児生活習慣病予防検診なんですが、一昨年度から小学校５年生が廃止され、昨年度から中２の方も今まであったものが廃止されていて、今までででしたら小５と中２の方に血液検査をし、所見があった家庭には連絡を取って、実際に保健師さんと管理栄養士さん等が面談をし、どのようにしていくかというような取組がなされていたんですが、これが全くなくなっていった先、今後学校としても生活習慣病に関する知識と、また予防等について学校で考えていくだけでなく、また関係の皆様と連携し合いながら進めていく必要があるかなと思っています。

一つお願いというか、学校の方からのいろいろと問題が生じておりまして、実際にスマホを使って、いろんなオンラインゲームだとか、TikTok だとかＸだとかやっています。中には夜中まで興じていて、睡眠時間もそこそこに、次の日起きられずに学校になかなか来れないような児童生徒もいます。ゲーム脳になってしまうことが、今後健康障害につながっているんだということを、学校とまた関係機関等で講話等してもらっているんですが、私自分が教頭や校長になっている時に、ふと最近思うことがありまして、夜遅くまでＰＴＡの会議があります。そうすると、本部役員のお父さんお母さんが、お子さんを一人ではいさせられないので、一緒に参加します。ですが、その開始時刻もやはり保護者も仕事が終わってから参加なので、６時とか７時で、終わりが９時、遅ければちょっと 10 時を過ぎるわけです。その間、小さな就学前の２、３歳くらいだったでしょうか、その子供さんがスマホを与えて、ずっとゲームをやって静かにしているんです。中学生になってから、これいけないんだよって言っても、はまっている子供をどういうやめさせるか、家庭でもルール作りをお願いしているんですが、どうしてもそこが学校教育だけでは難しい。就学前のまさに１、２歳の時からそうやっておとなしくする、おとなしくなるからって言って、赤ちゃんに渡してその場を過ごさせている場面を時々私は見ます。今、若いお母さん方お父さん方ももうずっとスマホをやっているというこ

とで、私や、学校関係者と話をこの前したんですが、母親学級、父親学級でお腹に赤ちゃんが妊娠しましたという教室のところで、このままお父さんお母さん自身がもうずっとスマホをやっているところを見ている、赤ちゃんがそのまま小学校に上がったらこうなりますよとか、そういう内容みたいなものも教室の中で加えていただけると、その部分は少しクリアしていただける。学校以外のところでのもっともっと小さい時からの教育ということで、親に対する教育ということも、お話ししていただければありがたいかな、それが子どもたちを守ることにつながるのかな、ということを感じているんですが、そのあたりがもし検討していただける余地があればお願いできればと思います。

事務局（健康推進課）：非常に難しいテーマで、健康推進課でお答えできる範疇をはるかに超えた内容かなと思っておりますけれども、本当に、前年に私も中学校の方に先ほどのご紹介いただいた授業の中で、スマホの問題を取り上げた学校があって、なかなかやめられないと。子どもがやめられないけれども、親もやめられない。スマホというもの、ＳＮＳというものが、もともと中毒性が高いもので、刺激がある。若い時分からそういったことに触れていくと、本当に悪影響を及ぼす脳に悪影響を及ぼすというのはあらゆる研究等でも結果が出ているところだと聞き及んでいます。

やめさせるためにはどうするか、控えさせるためにはどうするか、ということなんですけれども、スマホ自体が生活に欠かせないところの一つになっているという点からすると、全くやらせないというのは不可能ではないかと感じております。

では、どうやって控えさせるかという視点になってくると思うんですけれども、その中で話があったのが、別なことをやらせるしかないと、スマホ以外の例えば部活のほうを熱中させるようにすると、スマホの時間が減るとか、そういったことにシフトさせないと、なかなかこれを単純に外国のように16歳未満は禁止ですとか、国のほうで、そういったことができれば一番いいでしょうけれども、今ＡＩもかなり発達していて、正直宿題とかどうするのかというのが、今後のことが本当に心配になるレベルです。学校とか、今スマホの問題であるとか、ＡＩの問題であるとか、どのようにやってらっしゃるのかなというのは、私どもも聞きたいなと思っています。何かご協力できるようなことがあれば、そういった有識者の方の講演を、お子さん向けにやるなど、大人も抱えている問題の一つだと思っております。

事務局（子ども家庭センター）：今、高梨委員からお話しのありました、ゲームですとか、スマホ、インターネットへの依存等については、子ども家庭センターのほうで、各種健診ですとか、パパママ学級とか、いろいろな機会でお父さんお母さんと接する機会が多分にございます。特にこの時ということは明言できませんけれども、機会を見つけながら、そういう啓蒙に特化した資料を配布したり、お話をさせていただいたり、そのような形で、機会を捉えて取り入れてまいりたいというふうに思っております。

先般、ゲーム依存の講演会を聞いてきまして、その時にお医者様が言っておりました。

お子さんがゲームにのめりこんでしまうのは、ゲームにも理由があるんでしょうけれども、勉強について行けないとか、お友達ができないとか、そういったことから逃げる場所になってしまっている、と言うようなお話しもありました。また、その先生は、必ず待合室の様子を見るそうですが、待合室から診察室に入ってきて、うちの子スマホばかりやっていて困るんですよと話す親ほど、待合室でお子さんよりスマホを見ている状況が実態としてあるようです。お子さんばかりを問題とするのではなく、親を含めた親子教育といった観点で取り組んでいかなければならないというお話しでした。今のご意見を踏まえまして、機会を見ながら改善を図っていきたいと思っております。

村永会長：先日テレビを見ていて、海外の今何がはやっているのかという番組で、けん玉が紹介されていた。すごく多くの子どもたちがけん玉をやっている映像が出てきて、これはもう比にならないくらい、子どもたちが何万円もするけん玉、スポーツけん玉みたいなのをやっている。その効果で何がよかったというと、実際に物理的に、体を使ったり遊んだりすることで、スマホを見る時間が減っているみたいなことを言っていた。より体を使って動くようなゲームであったりだとか遊びであったり、何かそういう環境を作っていくということは、やはりすごく大事だなというのは、非常に感じました。

村永会長：委員の皆さまからほかになければ、お諮りしたいと思います。ただいまの議件、令和７年度保健事業実施計画について、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：異論もないとのことで、ご承認いただけたものと認めます。

次に議題に移りたいと思います。議件の３、令和８年度保健事業実施状況についてを議題とします。それでは事務局からご説明をお願いいたします

事務局（健康推進課）：議件３「令和８年度保健事業実施状況」についてご説明します。お手元には、先ほど同様資料の２をご用意ください。ページは 53 ページからになります。例年に引き続き、継続的に事業を実施していくもの、それからまた先ほどご説明させていただいた内容と重複する部分もありますので、本年度の重点施策について、特に、例年と変更がある、新たな取組についてご説明します。

また先ほどと同様、子ども家庭センター、それから健康推進課の順にご説明しますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、子ども家庭センターの方から説明します。

事務局（子ども家庭センター）：それでは令和８年度における子ども家庭センター所管事業に関してご説明させていただきます。

資料２の 53 ページをご覧いただきたいと思います。

１つ目、ライフステージに応じた健康づくりのうち、（１）妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進（母子保健対策）については、基本的に令和７年度の事業を継続させていただきたいと考えております。

その中で「③妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援体制の充実」の２つ目になりますが、産後ケア事業については、先ほどお話しさせていただいたとおり、着実に皆さん方に周知はされつつあるものと認識をしております。特に短期入所型では、利用者数も増加していることを踏まえまして、さらなる周知方法や事業内容等の検討を行うとともに利用後の産婦さんへのフォローを実施し、再利用等の必要性、また利用後の状況確認等を行っていきたいと考えております。

また、④妊産婦への伴走型相談支援（妊産婦等包括相談支援事業）と経済的支援（妊婦のための支援給付事業）の一体的実施につきましても、今年度も引き続き実施をすることとさせていただきたいと思います。昨年度の資料ではこの２つの事業を１つにまとめて記載をしておりましたが、今年度は分かりやすく２つの事業に分けて記載をしたところでございます。

続きまして 56 ページをご覧いただきたいと思います。

「７　歯と口腔の健康づくり」につきましても、令和７年度に実施した事業を継続いたします。事業の２本柱として、むし歯予防及び歯周疾患予防の充実と、関係機関との歯科保健事業に関する共通理解の醸成を掲げています。

その中で、鴨川市におきましては、むし歯の罹患率もとても低い状況になっておりまして、それぞれ実施している事業の一定数の効果が出ていると考えておりますので、引き続き、幼児から中学生年代において、むし歯予防の各種対策事業を実施してまいります。

以上、令和８年度における子ども家庭センター所管事業の説明とさせていただきます。

事務局（健康推進課）：続きまして、健康推進課担当事業の説明をさせていただきたいと思います。基本的には令和７年度の事業を引き続き行うという形になっております。説明の中では、令和８年度に大きく変わったもの等の説明とさせていただきますのでご承知いただければと思います。

まず、54 ページをお開きいただければと思います

「（４）高齢期の健康づくりの推進」のうち、①になります。幅広く様々な人が参加できる健康づくりの機会の創出を目指しまして、社会福祉協議会や地域の団体と連携し、生活圏域といわれる旧町単位、健康福祉推進計画の中では「中域健康福祉圏」となりますけれども、鴨川、長狭、江見、天津小湊の４地区で、それぞれ地区ごとの介護予防教室こちらの方を開催しております。既に長狭地区を開催いたしまして、基本的な介護予防の話ですとか、それから社会福祉協議会の事業でこういうところを手助けできますようですとか、そういった基本的な内容の教室を開催しています。教室には高齢者サロンなどの通いの場に参加している人だけでなく、幅広い年齢層の方が参加してい

ただきまして、自らの健康、状況について見つめていただく機会になっていただければ良いと思っております。

併せまして、高齢者サロンについては、今年度から積極的に保健師、栄養士の方が現場に赴きまして、皆さんに自分の健康状態、今どういう状況なのか、そういったものをチェックをつけていただいて認識していただいています。それから、会話の中でちょっとおかしいかなというのを見ながら、医療ですとか、それから介護保険にしても国民健康保険にしても使えるサービスの方に、皆さんをつなげていけるよう、活動を積極的に行っております。

続きまして同じく４の、今度は④になります。

「高齢者の保護事業と介護予防の一体的事業」になります。令和８年度は事業を拡大しまして、低栄養、それから身体的フレイル、そういったところの健康課題について、国保データベース、ＫＤＢシステムというのがあるんですけれども、健診・医療・介護の統計情報が集められているところなんですが、こちらの中から対象者を抽出しまして、その中からご連絡の取れた方に保健指導を直接行っていくというような事業を今年度から始めております。

続いて同じく 54 ページの一番下段です。

「感染症対策の推進（予防接種対策）です。令和８年度からＲＳウイルス予防接種が新たに定期接種に加わりまして、妊婦の方を対象として行っております。こちらも、接種の機会を逃さないように、子ども家庭センターと協力をしながら周知を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、繰り返しになりますが、鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画を、本年度改定したところです。

続いて、55 ページの上、「（４）糖尿病性腎症重症化予防の取組の充実」です。これは令和７年度でもご報告をさせていただきましたが、こちらの事業を拡大という形になります。今までは糖尿病性腎症、こちらの方を中心に、医療機関を受診していない方に医療機関を受診をして、自分の医療を行ってくださいということを進めていたんですけれども、令和８年度は、これに加えまして、慢性腎臓病の対象になりそうな方も抽出をいたしまして、こちらの方の方も医療機関への受診勧奨という部分を行っていきたいと思っております。

また、こちらの部分ですと、令和７年度に引き続きまして、糖尿病の専門医である亀田総合病院の三浦正樹先生の講演会も、本年度予定をしております。実は９月 29 日、あと１ヶ月後に、「検診結果で家族と未来を守る」ということで、午後３時からこの場所で開催する予定となっておりますので、できれば周知の方もご協力いただければと思います。

最後に、56 ページの中ほど、「８　地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進」です。現在、第４期特定健康診査等実施計画や第３期データヘルス計画等に基づく事業を実施しているところですが、令和８年度もこちらのデータヘルス計画のほうが中間評価にあたりますので、こちらのほうを令和８年度、市民生活課さんと協力を

しながら、評価データの抽出を行いつつ、結果を出していきたいと思っていますので、遅滞なく作業を進める予定です。

以上、議件３、令和８年度保健事業実施状況についてのご説明とさせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

村永会長：それでは皆様の方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご発言のほどお願いいたします。

村永会長：ハイリスクアプローチの抽出に関しての項目というのは、どういう項目で抽出されているんですか。

事務局（健康推進課）：ハイリスクアプローチというのが、先ほども説明があったように国民健康保険の国保データベースというシステムを使って抽出するような形になっています。項目としては、低栄養、口腔、それからロコモなどを含む身体的フレイル、糖尿病性腎症の重症化予防、慢性腎臓病の重症化予防などになります。鴨川市でも、令和６年度から実施しています、健康状態不明者といって、健診、介護それから医療にもつながっていない方を抽出するような形になっています。

村永会長：医療につながっている方は、そこで除外されるということになるのでしょうか。

事務局（健康推進課）：はい。その通りです。

村永会長：ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは意見がないようですので、お諮りしたいと思います。ただいまの議件３、令和８年度保健事業実施状況についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：ご異論もないということですので、ご承認いただけたものと認めます。

それでは議事を続けたいと思います。議件４、鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（健康推進課）：鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の報告についてご説明をさせていただきます。資料については資料４、鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画と書かれた冊子をご用意いただければと思います。改定しました計画の本文になります。資料４を開いていただきまして、１ページをご覧ください。

新型インフルエンザ等対策行動計画とはなにかを説明させていただきます。新型インフルエンザ等の感染症危機が発生した際に、国民の生命と健康を守り、社会経済の影

響を最小限に抑えるために、国や地方公共団体、事業者などが連携をして行動するための指針となっております。新型インフルエンザ等対策特別措置法、略して特措法、インフル特措法と呼ばれています、この特措法に基づいて策定をされ、国、県、市町村ともそれぞれ策定が義務付けられている計画になります。その内容も特措法で定められた内容を記載するだけでなく、国と県と市町村がそれぞれ整合性を図る形で、一体的となった計画にしなければならないとなっています。

鴨川市の行動計画については、平成 26 年９月に一度策定をしております。その後に国及び県の行動計画が改定されたために、市の行動計画も令和８年７月までに改定をしなければならないということで作業を進めてまいりました。令和７年度から準備と手続き、こちらの方を進めまして、計画案については、前回の２月 18 日のこの会議におきまして皆様よりご意見の方を頂戴したところです。

その後の進捗ですが、国県もそれぞれの行動計画と整合性を取らなければならないと先ほども説明させていただきましたが、３月から４月にかけて、千葉県とこの計画案について意見聴取、それから事前確認ということで修正を行わせていただきました。この際に、３点修正を行っております。その内容について、簡単にご説明させていただきます。資料４、17 ページの中ほど、「２－２迅速な対策の実施に必要な予算の確保」に「地方債」の文言を加えさせていただいています。同じく 18 ページの中ほど、「３－１－３必要な財政上の措置」というところでも、同じように「地方債」を加えさせていただいています。

28 ページの方をご覧ください。こちらページの最終行、「１－１ワクチンの接種に必要な資材」については、県の指導に基づきまして全文が追加になっております。

続いて６月 10 日から７月９日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメント制度というのは、市の方が市民の皆様にご意見を頂戴しまして、それに基づき計画等の参考にするという形に設けられている制度です。今回のパブリックコメントにおいては、市のホームページ、市政情報コーナー、それからふれあいセンター、こちらの窓口の方で意見の募集をしたところです。

その結果、ご意見が２件ございました。この場でご報告をさせていただきます。１点目については、新型コロナウイルスのワクチン接種において、ワクチンはディープフリザーというもので保管をされていましたけれども、ワクチン保管に関する内容が計画には含まれていないが、どのような計画なのかというご質問がありました。

また、もう１点は、在宅で生活する市民への具体的な支援、食料・食品の提供ですとか、それから相談窓口、そういったものについても、平時から検討し計画に反映していただきたいというご意見、こちらの２点の方がありました。

これらの回答については、今回の計画は、特措法に基づきまして、政府行動計画、県行動計画、市の行動計画、それぞれの整合性を図って、役割分担などの方針を決めていくもので、今回ご意見をいただいた個別、具体的な対応については、これから感染症の特性、それと流行の規模、国県の方針、それぞれを踏まえながら必要に応じて、いろいろと進めていく、としています。

こちらのパブリックコメントの結果については、計画の改定の公表と同時に、市のホームページ等で公表いたしております。

そのほか、この計画案については、誤字脱字、文の言い回し、表記の統一など、事務局の方で調整を行いまして、７月 28 日付で本計画の改定を行い、公表いたしました。併せて特措法に基づきまして、千葉県と市議会への報告を行っております。

鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてご報告とさせていただきます。

村永会長：今年度の予防接種のワクチン補助とかは決まっているのでしょうか

事務局（健康推進課）：昨年度同様となります。

村永会長：コロナワクチンについてはどうでしょうか

事務局（健康推進課）：同じく昨年度同様となります。

村永会長：それではご意見がないということですのでお諮りしたいと思います。

ただいまの議件４、鴨川市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：ご異論もないということでご承認いただけたものと認めます。

そのほか、本日の議件は以上で終了となりますが、この際、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

唐鎌委員:行事の紹介をさせていただきたいと思います。先ほど令和７年度保健事業実施結果のところで、37 ページに健康増進と体力テストがありますが、スポーツ推進員が中心に測定をしておりますので、ぜひ参加していただければなと思っております。

それに加え、今年度 11 月 15 日に鴨川市を主催としてモルック大会を開催いたします。これは非常に簡単な軽スポーツで木を投げるようなスポーツですが、趣旨としては小学生から 80 歳くらいのおじさんおばさんまで参加できるような内容で、健康づくりになると思います。心のケアとかほか年代と交流するということで非常にいい企画ですので、ぜひスポーツ推進員中心に計画しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

村永会長：ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか

それでは、以上で議事を終了させていただきます。本日は皆様から多くの貴重なご意見をいただき、また円滑な議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。事務局におかれましては、本日皆様からご提案いただいたご意見を踏まえ、今後の事業を進めていただければと思います。

事務局：ありがとうございました。会長のお言葉にもありましたとおり、本日いただいた皆様からのご意見踏まえまして事業を進めてまいりたいと存じます。

7　閉会

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第７条第３項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和８年 11 月 20 日

署名　谷地　睦子